

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所3号機及び大飯発電所3、4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事に係る設計及び工事計画認可申請【4】」

2. 日時：令和3年10月27日（水） 18時00分～19時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全計画グループ マネジャー※ 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料（その1） 美浜3号機所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事
- ・資料2 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料（その1） 大飯3、4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の畠山です。
0:00:03	ただいまより、ほぼ
0:00:06	大飯 34 号A美浜 3 号の第 3 電源に係る設工認のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	本日は原子力規制庁から席調査官鈴木主任審査官、21 審査官ハタケヤマの 4 名で出席しております。
0:00:24	本日ちょっとヒアリングを設けさせていただいたのは、
0:00:29	関西電力が今御提出いただいております。設工認申請の基本方針のところですね、基本方針のところですね、現在、第 3 電源について、
0:00:46	蓄電池及びその電路としてちょっと記載をいただいているところがございますので、その上で電炉となる構成している電気機械器具というものは、当大飯で言うところの充電器、
0:01:00	登場しているものの、そこを経由するケーブル切り換え盤であったり、
0:01:11	ケーブルの接続盤と切換盤が出ていない状況でこれは申請重畳メイン出てこないと。
0:01:17	ちょっとそういう状況がありますのでまず基本設計方針からどのように整理されるのかということをちょっと確認をしたいと考えております。
0:01:32	はい。
0:01:33	はい、関西電力原子力基準を命令する拝承しました。
0:01:49	はい。
0:01:50	はい。原子力規制庁ハタケヤマ率では
0:01:55	として確認いただきたいと思います。
0:01:58	今回の当大飯の方でまず話をしたいと思いますが、
0:02:07	まずその大飯の当設工認ええと。
0:02:12	新規制基準の設工認も含めて確認でございますけども、これまでの基本設計方針等でのとなる設備については、例えば、
0:02:24	代替所内電気系統であれば、経営する電気機械器具というものをそれぞれ取引していただいております、またその蓄電池の安全防護系用についても直流電盤。
0:02:38	などその経由する旨が記載されているところですが、第 3 電源については経由するものというのが名に当てていないという状況です。これがその基本設計方針の記載の考え方と、1 性のかという観点でちょっと確認でございますが、
0:02:58	新規制一括工認の際に提出いただいております。まとめ資料の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領についてという書類の中で、
0:03:15	基本設計方針の具体的な記載方法というのが関西電力として定められたと認識していますので、ここには技術基準規則及び解釈の要求事項は基本的に網羅して期待すると。
0:03:27	定めておりました、
0:03:30	まず網羅性を持たせますよと、技術基準、やっぱり解釈の要求事項ということが
0:03:41	作成要領として定められているところですので、
0:03:45	03 電源に関しては、技術基準の解釈上では、重大事故等の対応に必要な設備に電気を供給することが可能であるということを要求していますと、
0:03:56	実際
0:03:58	それなりの
0:04:01	大飯のほうですかね、電気機械器具としては、溢水防護上ケーブル接続盤であったり、そういったところは、強化しなければならないと関西電力としては、補足説明資料のほうで個別に確認していると。
0:04:16	いうことを述べられていることを勘案すると、今回のケーブル接続盤にあたり切替盤、要は経由する道ですね、ここについては、基本設計方針として、メインに記載すべきと認識しておりますが関西電力の
0:04:31	この基本方針を記載方法の考え方についてまず御説明をお願いします。
0:04:40	関西電力原子力事業本部ヨシザワですし、基本的教への記載がベイエリアのどこまでの現地盤を書くかということですけども、これにつきましては、代替所内電気設備であればですね。
0:04:56	重大事故等対処を重大事故等が起こったときに操作する現地の販路操作盤であるとか切り換えばこれを基本設計方針に記載しまして、
0:05:11	それぞれ添付資料をつけているということになります。今回大飯で新設します。切り換えば或いはケーブル接続盤、これにつきましては、通常状態からNFBが入った状態のまま、
0:05:30	事故時にも操作がないというところで、電炉という扱いで基本設計方針には記載さしてもらっております。ただ連動ではあるものですね、ケーブルとは異なってまいす影響を受ける。
0:05:46	入電部あるんですね、水制御を受けるところで参り性評価の説明書にはそれぞれ評価を記載していると。そういった状況でございます。
0:06:06	はい。
0:06:08	原子力規制庁は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:10	26 規制庁の畠山です。事実関係としては承知しました。で、今回記載要領とどうぞそごがあると思っている部分についてはちょっともう一度記載要領上ですね。
0:06:26	当網羅的に記載すべきしなくてよいのかという観点でちょっとまず御説明いただけますか。
0:06:36	はい、関西電力吉原でございます。
0:06:39	記載要領で網羅的にというところですけども、切替盤であるとかケーブル接続盤、これを設置することによって、何をやりたいかと導通どういう機能を
0:06:54	も要求しているかというところなんですけども、結論としては蓄電池 3 系統目から既設の直流母線への給電ができるとのそういうことを期待しているものでして、
0:07:09	その方針についてはですね、大飯の基本設計方針の中で、蓄電池 3 系統目は、硫電気 3 系統目蓄電池をより直流母線またはDG直流母線へ電力を供給できる設計とすると。
0:07:29	いうところで、ここでそういった切替盤とかケーブル接続盤間にはありますけれども、この設定こうこういう設計をするという中で、そういった設備を、
0:07:45	含む形でみなしていると電炉として考えていると、そういった正義でございます。
0:07:57	原子力規制庁の畠山です。まず
0:08:02	今回は網羅的にその第 3 電源の記載していないというのはまでので含めているということでおっしゃっておりますが、これ蓄電池の安全防護系用で申し上げますと、
0:08:14	まず基本設計方針で蓄電池の充電器で直流き電盤等で構成されているものがあり、これ個別設計根拠のところ直流き電盤直流分電も経由する旨が記載されているところです。高高に考えると先ほどの説明で言うとその第 3 電源。
0:08:33	だけ今電路として丸めていて、それ以外の部分、今挙げたえと代替の部分と、当蓄電池の安全防護系は、ここについては、基本設計、時、
0:08:47	作成要領通りに網羅されていると。ただ、第 3 電源については、
0:08:53	作成要領とちょっと差異が出ているのではないのかという懸念ですが、そこについてもう一度お話をお願いします。
0:09:14	はい、関西電力ヨシザワでございます。蓄電池安全防護系用の記載で直流き電盤と言う名称ありますけれども、この直流き電盤というのが直流母線にそのものなので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:30	直流母線と言う意味合いで書いている盤になります。ですんでその電路上の途中にあるというよりは、この長へ直流き電盤にある直流母線、これの
0:09:46	給電をするというところで海丘ものです。今回蓄電池3系統目につきましては、この直流母線への給電ができる設計ということで、直流き電盤に向けて給電できるように、
0:10:04	設計するというところで、間のここでの構成する場合、これにつきましては、電炉という形で記載することで、アトリエと。
0:10:20	前政治に状態が変わるものでもないので、そういった考えて記載してます。
0:10:39	。
0:10:41	26cmハタケヤマ少々お待ちください。
0:10:49	すいません規制庁の西内ですけど。
0:10:52	ちょっとすみませんいっぱいあったを整理したいんですけど。
0:10:56	先ほどハタケヤマからもお話があったように、新基準工認のときの購入の作成要領の補足説明資料だと。
0:11:06	基本的に基本設計方針っていうのは、の設置許可の本文とカーテンぱち後はの技術基準規則の要求事項を満足するように網羅的積載をしますと、
0:11:17	で、それを踏まえると、今回の第3電源の要求っていうのは蓄電池信頼性の高い蓄電池を設置して必要な機器に供給できる設計っていうのが要求事項ですと、その部分に対しては、
0:11:33	基本設計方針上、経由している盤はちょっと置いといてですよ。供給できる設計とするっていうところで、まず網羅して記載をしてるって回答と理解をしいですか。
0:11:49	はい、鉛直業務量したらですねその認識でこちらも考えております。規制庁西内です。だからまず記載要領にのっって整理をしていますと、時になったのが最初の説明の中であった。
0:12:05	じゃあその経由する盤っていうところはどういうその大きさEの考えで出している海底のかというと、事故時に操作が必要なぱんということですか。
0:12:22	はい、原子力事業本部ヨシザワです。大体所内であるとか緊待所、こちらで記載している盤については、事故時に、実際にその場に行って操作するという、そういうものになります。
0:12:37	当に周知です。その整理、統一されてるのであれば、今回のケーブル接続盤とかが記載されないっていうのはすごい合理的な説明だなと理解をしたんですけど、ちょっとそういう意味で具体的にちょっと確認をしたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:55	さっき今吉沢さんのあの先ほど説明の冒頭で、代替所内電源と緊待所電源って何か限定をかけたような気がしたんですけどそこが若干気になっていて、例えばですけど、大飯の
0:13:08	非常用電源設備などの全体の基本設計方針とかっていうのはお持ちですか。
0:13:16	はい、現況ビジョン部ヨシザワです。今持っております。
0:13:20	はい。ちょっとそれで具体的に例示で例えば確認をしたいんですけど。
0:13:30	1ポツ2のまず代替所内電気系統ってありますよね。
0:13:34	で、そののところでちょっと長いんですけど、いろんな版が書かれていて、これを經由して電力を供給できる設計と必要な補機に電力を供給できる設計と書いてますけど。
0:13:50	これらが全部その事故時に操作が必要なものってことですか。
0:13:59	例えば、
0:14:01	代替所内電気設備分電盤とかもありますけど、変圧器とかもありますけど。
0:14:10	うん。
0:14:16	すみません、ちょっと触覚によりませ若干お待ちください。
0:14:27	はい、関西電力ヨシザワでございます。変圧器につきましてはメタクラの動力変圧器と同じ位置付けで書いてまして、で、
0:14:40	またそのほか、
0:14:42	はい。
0:14:43	伝播分電盤はこれコントロールセンター等同等なもので5000扱いで電源操作もあの現地でやることもありませんので、それを期待してます。あと下流一定切り換えば機能がずっと
0:15:01	もう並んでいますけども、これは重大事故等が起こったときに、既存の非常用母線からの給電からこの代替所内電気設備からの給電に切り替えるために、現場で
0:15:17	操作する場合になっております。
0:15:23	規制庁西内です。一番最初の変圧器だけよくわからなかったんですけど、変圧器を何と同じそうそう必要ないっていう理解でいいですか、まず、
0:15:39	変圧器だけ何か操作は必要ないけど何かメタクラなんかちょっと、ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、何かと別の性別の整理で何か記載をしているって説明に聞こえたんですけど。
0:15:52	はい。関西電力ヨシザワでございます。変圧器については、代替所内電気設備の中で、高圧母線と低圧母線、これの間に位置する変圧器でして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	今、ももとの基本設計方針めいたメタクラとかセンター近藤センター、既存の非常用母線ですけども、そこにも母線間を電圧を変換する機器として動力変圧器と、
0:16:27	いうそういうのを載せてますんで、それと等もあわせて載せているものでございます。
0:16:35	規制庁に周知ですけど、そうすると、例えば最初の説明が何か普通ちょっと不足しているような気がしてですね、この経由してっていう版は基本的に現場操作を必要とする場を記載しているって最初御回答いただいたと思うんですけど、ただそれだけだと足りなくて、説明が足りない。
0:16:53	と感じたんですけど、今何か話を聞いていて思ったのは、要は単純な静的機器じゃない、例えば変圧器みたいな電気変換機能とかそういったそれを動的とかいうかちょっと置いといて、そういったそのせ単純な静的機器機能以外の機能、
0:17:10	を持つような盤書いているとか、例えばそういう説明だったら何か今ここまでの話を聞いてタナカ理解できるんですけど、そういう理解でいいんですかね。
0:17:27	はい、関西電力吉原でございます。ちょっとこちらでもともと頭整理していた理解としては非常用母線間交流の高圧低圧の剛性に相当する番。
0:17:44	とその母線間をつなぐ
0:17:49	変圧器、
0:17:50	ですね、それを載せるのと、あとは
0:17:56	現場で切り換え操作を実際にする現地盤ですね、これを載せているという理解で認識しているんですけども、それが総じて
0:18:16	考えたときに、アノン何かしら
0:18:21	変換するとか、機器の機能がある意味、
0:18:27	通電機能以外にあるような
0:18:32	番ですかね。そういったものを挙げているというところでもう
0:18:38	うーん。
0:18:40	そうともいえるのかなという違いまして
0:18:44	規制庁に周知ですけど、別に総じて言う必要は私ないと思っていて、それで私がそう感じただけでして関西電力としては、最初に今ヨシザワさんがこう考えていたっておっしゃったように、こういう盤こういう番。
0:19:01	各整理しているっていう多分ところしっかり説明いただきいただいて、それに今回の第3電源を準備してるんですけどっていうのが理解できればもうそれでいいのかなと思っているんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:14	それだけなんですよね。なんか私が単純にこの非常用電源設備の基本設計方針頭から読んだときに、第3年限の部分だけ経由する場が書かれていないように感じたのでちょっとこういう質問させていただいてるんですけど、それは他のところと同様にこういう整理で書いているのでこういう番までは書いていない。
0:19:32	その理由としては静的機器であって、普通の電路と同様だから普通での同様に書いていないとか、多分そういう説明なのかなと理解をしたんですけど、そこをちゃんと整理してしっかり説明いただければそれで終わるのかなと思ってるんですけど。
0:19:47	そういう意味で言うと、今ヨシザワさんがおっしゃっていただいたような
0:19:53	5000と5000円管の当変圧器とあとは現場操作盤というものが
0:20:01	多分あれですかね重要な機能を持っている盤なので、しっかりし基本設計方針に明記して昨日も説明をしているとかそういう説明になるんですかね。
0:20:14	はい、現食品を催し沢です。そういう説明をしているつもりですけども、ちょっとその辺の考え方については、襲ってくる説明資料等でもちょっと落とし込めてないのでですね。
0:20:31	頭の整理をしてその辺、理解できるように記載したいと思います。
0:20:38	規制庁西内です。
0:20:43	今の説明が正しいのであれば理解は一定の理解は私はしたので、あとは明文化審査資料に落としていただければいいのかなと思うんですけど、一方でちょっと気になるのがですね、今の整理って、
0:20:59	実際にそのほかの電気系統で書いていない盤があるっていう理解でいいですかね。
0:21:05	要は書かれていない盤が今回新設する番だけじゃないよっていう理解でいいですか。
0:21:11	具体例か何かあります、例えばこの系統のこの系統はこういう場もあるんですけど、こういう理由で、今言った整理の立坑有利で書いてませんっていう具体的な説明が何かできますか。
0:21:30	はい、関西電力ヨシザワでございます。例えば放流系統でしたら、非常用母線として／センターヘメタクラパワーセンター、コントロールセンターとなってその下流側の三番につきまして、書いてないんですけども。
0:21:48	実際には回リトレン機器の切換盤であるとか、中計が必須であるとか、そういった盤は、実際でございます。
0:21:59	ただそういった番については、期待していないという状況にあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:08	規制庁に集中してよくわかりましたありがとうございますそういった具体例を交えていただきながら、こういう機こういう整理で記載をしているものであるので今回の番手の基本設計方針には記載をしていない。ただ添付資料で具体個別な必要な説明を
0:22:25	技術基準適合性の観点で必要な説明はすべてさせていただいているものっていう流れた御説明をいただければすごいし理解ができたところでございます。
0:22:36	そういった説明をちょっと審査資料のほうに明記していただくことはお願いしてもいいですか。
0:22:42	はい。
0:22:44	はい、関西電力ヨシザワでございます拝承しました。
0:22:48	規制庁に周知されたとございます少々お待ちください。
0:22:55	規制庁西内です。
0:23:00	今の整理はA直
0:23:03	そう、現場操作、
0:23:06	をするかしないで書き分けているっていう理解をしましたと。で、
0:23:12	そこにどういう意味があるかというその趣旨で、そこを境にしてるかっていうのはちょっとあまり私今趣旨が理解できないんですけども。
0:23:25	なんか、後は私のイメージとしては、さっき言ったような静的機器だからそのまま特出しをしないなど、例えば事故時に何か車の動的な機能を期待するから記載するっていうのは何かすぐわかりやすい例だと思うんですけど。
0:23:39	中操から遠隔だから記載しない現場操作だから期待しない記載するっていうその分けてアホそういう説明と本当に理解をしていいですか。
0:23:53	はい、関西電力ヨシザワでございます。現場で操作する場合は人が行って操作ができる環境状況とか、そういったことも添付資料或いは補足説明資料で、
0:24:09	説明すべき良いものになると考えてますんで、そういったものは基本設計方針でも出してきていると今回のこの切り換えばま既存既設の設備であるということに加えて操作場所が中央制御室と。
0:24:27	いうこともあるんで、その辺の盤自体の環境人が操作できる場所かどうかとか、その辺、いいには当たらないということを書いてない。
0:24:42	いう、そういう整理にしております。
0:24:46	規制庁に周知です。一応確認しておきますけど、切替手順、実際の第3年限のこの切り換え手順で中操から遠隔操作できなかったときに現場で操作する手順が入ってこないという理解でいいですか、今説明踏まえると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:01	この切り換え盤の部分ですね。
0:25:03	もともと通常時きりで、何かあったときに、第3電源が必要なときに系統構成するものですが、中操から遠隔操作ができなかったときに現場に行って操作をすることは想定していないって理解でいいですか。
0:25:23	はい、関西電力ヨシザワでございます。手順としてはその機器の設備の故障を想定した手順は
0:25:35	来たりしておりませんで、設備の更新不具合Eにつきましては、その不具合の状況に応じた対応になるというふうに考えております。
0:25:48	うん。規制庁に周知ですとりあえず説明は理解しました。その整理で、改めて非常用電源設備の基本設計方針をすべて読んで今の整理で矛盾がなければ理解をしました。
0:26:01	一つでも多分今の整理に当てはまらなければ通じないっていうふうに理解をしておりますけどそれで大丈夫ですよ。
0:26:09	一度ご確認をいただいた上で今の整理を御説明いただいているという理解でいいですよ。
0:26:25	はい、関西電力ヨシザワでございます。そのつもりで説明してきているんですけども、再度こちらでも確認をさしてもらって、その整理に敬意当たらないというものがあればですね。
0:26:41	基本設計方針。
0:26:44	に載せるとか、そういったことについては、また検討させていただきます。
0:26:52	規制庁西内ですけど、
0:26:56	別に私今回の幾何バイオのせろと言ってるわけじゃないっていうことはちょっとまずご理解をいただきたいんですけど、あくまで、一度関西電力の方でも、
0:27:08	もちろんその何ていうんですかね、その場その場で基本設計方針って、もちろん設備に応じて考えていくものですが、基本的な記載方針はもちろんあるわけですよ、その記載方針のっって今回の申請がなされているかという観点での質問等
0:27:24	受けとめていただければと思いますんで、その上で、少なくともこの非常用電源設備の基本設計方針の中でどういう整理で記載をしているのかという観点でまず補足しっかりまとめていただいて、具体例を交えながらですね、説明をしていただく。
0:27:40	その上で、ちょっと今ヨシザワさんのほうから御説明いただいた整理で若干言葉足らずだった部分があればそれは審査資料に最後明確に残していただければ私もそれで確認をしますんで、もし改めて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:56	社内ルールにのっとって確認をしてやはり記載構成基本設計方針に記載すべきということであれば速やかに補正をいただければいいのかなと思いますので、まずは
0:28:05	現状の説明としては、その全体の整理の方針のつとると今回は記載しない方向で考えているというのが現実の説明と理解していいですかね。
0:28:19	はい、関西電力ヨシザワでございます。現時点ば切り換え盤を載せていないというところの、こちらの考え方を説明さしていただいたわけですがけれども、
0:28:34	今後、今ちよつと整理をちよつとこちらでさしてもらってですね、やはり切換盤を基本設計方針載せる必要があるというふうに判断したときですね、どこまでこの研究資料です。
0:28:50	それをつけていくかということも合わせて考慮する必要があると思っておりますので、その辺も踏まえてちよつと整理をしたいと。
0:29:06	規制庁に周知です。了解しました。
0:29:09	1点だけですけど、
0:29:15	関西電力さんもこれ急いでいらっしゃると思うんですけど、優先的に審査して欲しいと話していただけてますけど、多分これからお話しする各添付資料の個別の整理とあって、多分ここが固まらないとですね。
0:29:30	というかここがつくか多分逆に基本設計方針設備として登録するのであれば、多分ほかの添付資料って。
0:29:38	機械的に全部書かれてくるものと理解をしてるんです。
0:29:42	多分ヨシザワさんそういうことをさっき今おっしゃっていただいたのかなと思うんですけど、だから、逆にここを早急に固めた上でいただかないと、この後のヒアリングのあまり意味がなくなってしまうのかなと思うんですけど、そういう意味で、現段階では基本設計方針のほうに記載しない方向で
0:29:59	考えているということを確認したかったんですけどそういう理解でいいですか、そこは改めてしっかり関西電力と確認したいので、もう一度ヒアリングで説明したいとそういう理解ですか。
0:30:14	はい、関西電力ヨシザワでございます。スケジュール面談等でも御説明させていただいてます通りですね、こちらとしては、美浜3号機、こちらの方、急いでおりまして、大飯34号につきましては、
0:30:32	あんま少し遅れても問題ないという理解をしているんですけども、そこで切り換えれば、これは美浜の場合は既設設備になるんですけども、今は電炉としてしか載っていないという状況で、
0:30:50	この辺り出野セールとなった場合に、美浜ではどうするんだと統合合わすのであれば載せる必要があると考えてまして、その辺りで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:08	これまでちょっと説明をしていると基本設計方針には農政ないという整理で、これまで申請もしてきたんで、そういう考えで説明さしてもらっております。
0:31:27	規制庁西内です。2点ほどですけども、1点目は、何か大飯固有の問題のようなイメージで今御発言をいただいてたかなと思いますけど、今のこの整理は多分美浜も同じ先ほど等をそろえるという話だったと思いますけど。
0:31:43	大飯で話している問題意識があまりなくてですね、既設であったとしても、既設のものを使って第3年限給電するっていう形になるのであれば同じ問題だと思っています。だから美浜についてもしっかり整理する必要があると思っています。
0:31:56	で、その上で、まず今の現時点の関西電力の考え方としては、今までの申請可能他プラントもそうですし、今回の申請も今まで書かない方向で説明をしていたので、現時点では他のところの記載、ほかの設備等、
0:32:11	同じ考えで同じ整理で記載をしていないものというのが現時点の説明と理解をしたので、まずはその整理を具体的にちょっと審査資料に落とし込んでご提出いただければ今後改めて出された段階で確認をさせていただきます。
0:32:27	で、特にそれ問題なければそのままこのままということだと思いますので、まずはじゃあ審査資料に明確、今まで考えていたことを明確に記載をして御提出いただければと思います。その上で、今日は基本設計方針書かないっていう前提のもとですので、個別性
0:32:43	爪がどうなるのかという形でこの後のヒアリングを続けさせていただければと思うんですけど、そういう進め方でよろしいですか。
0:32:51	はい、関西電力ヨシザワでございます。こちらも了解しました。
0:32:58	はい。規制庁西内です少々お待ちください。
0:33:17	資料についてのハタケヤマです。ちょっと確認させていただきます。
0:33:22	溢水防護に関する説明書のところで、ちょっと最初冒頭でもお話をいただいてたかと思いますが、
0:33:29	大飯 34 号の新設されるケーブル接続盤等へと切り換え盤。
0:33:35	これは基本設計方針には名に出さないものの、
0:33:41	磯子の設備としてはその防護すべき設備機器として登録するというので
0:33:49	今まで申請なされてるかと思いますが、今回その大飯 34 号において溢水防護のに
0:33:56	このように同斜防護すべきとしてリストアップするという考えについてちょっとまずお聞かせいただきたいと思っていて、基本設計方針として登場しない、個別設定根拠としても出ていないというふうな機器について、その溢水防護のところでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:11	防護すべきとして、
0:34:15	基本では出てないもの登場させるという例がこれまでであるのかどうかでそこからまず御説明いただけますか。
0:34:25	関西電力ヨシザワでございます。基本設計方針にはポンプ本体であるとか、発電機とか、そういった代表機器といいますか迷う目標設備はどういったものが登場してくるわけですけれども、
0:34:43	その機器を機能させるための現場の制御盤であるとかですね。そういったものは基本設計方針にはないものの、こういった溢水評価の代表として、これまで日評価してきたと。
0:35:00	ということがありますんで、基本設計方針には代表として電路という記載をさしてもらってまして。その電路を構成する附属機器という扱いでこういった切替盤とか、
0:35:17	そういったものを評価しているというそういう整理をしております。
0:35:56	原子力規制庁の畠山です。今の説明がちょっとうまく飲み込めてなくて、ちょっと申し訳ないんですけども、ケーブル接続盤とか切替盤が電路として今評価してるっておっしゃいました。ちょっとすみませんもう一度お願いできますか。
0:36:12	はい、関西電力ヨシザワでございます。大飯 34 号の切替盤ケーブル接続盤、これは基本設計方針にはまだ電路という記載で記載させてもらっておりまして、その連動構成する
0:36:29	番として、1000 影響を受けるものとして、被水評価書には記載しているという次第でございます。
0:36:42	原子力規制庁のハタケヤマ率、今のような基本設計方針で電路と記載していて、溢水防護としては下部個別機器として、頭出している、このような等や防護設計方針にしている令和ほかにありますでしょうか。
0:37:02	はい、関西電力ヨシザワでございます。例えばディーゼル発電機等につきましては、主要な発電機本体入れる期間その他主要なタンクとかですね。そういったものは基本設計方針に出てくるんですけども。
0:37:20	にる発電機の制御盤であるとか、そういったものについては、基本設計方針には出てこずにですね、そのディーゼル発電機というもののの中で、まあ、溢水影響を受ける。
0:37:35	それは設備ということで、以浅評価書には出てきていると、そういった政治になっております。
0:37:49	原子力規制庁の畠山です。今おっしゃっていただいたものでいうと、例えばそのディーゼル発電機を構成する版といったものについては、基本方針にも、個別設定根拠にも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	登場しないいいのものであっても、当溢水防護をしなければならない機器については、
0:38:15	説明をしている、これまでも説明しているということでしょうか。
0:38:21	はい。関西電力吉田でございます。その通りでございます。
0:38:26	原子力規制庁の畠山です。その際に、
0:38:30	どの盤であれば、当溢水防護として、
0:38:34	説明をしなければ、防護すべきとして説明しなければならない、或いは、
0:38:42	節時リストとして登場する必要性がないというその切り分けはどのように説明、
0:38:49	整理されているのかちょっとまずお聞かせいただけますか。
0:38:55	はい、関西電力だけでございますと、2000 評価書でどこまでの機器を対象とするかということですが、これについては安全停止に必要な機能を有する機器、
0:39:11	の制御盤関係、電気盤関係、これはすべて網羅する形で正常化をしているということで、こういった理想ついているんですけども、沢山の盤がありますんで、主要な盤を
0:39:27	機械してそれ以外の盤については、上記以外の盤というところでリストは記載しているというそういう状況でございます。
0:39:49	道代規制庁ハタケヤマです。まずその溢水防護として、
0:39:54	各個別の場についてはすべて網羅しているというわけではないものの、当番として、被水防護を図る旨の記載をしているということは理解しましたので、今回の申請において、溢水防護に関してはケーブル接続盤切替盤として、
0:40:18	第 3 電源と所内直流電源設備として構成されるものとして、
0:40:26	機器リストに登録しているという考えが、これらの火災防護においては、機器リストには上がっていない。要は電路に含めて、
0:40:36	説明していると思いますが、この説明書、
0:40:40	防護設計方針が火災と溢水で異なるのはちょっとどういう考えなのかをお聞かせいただけますか。
0:41:05	はい。関西電力吉田でございます。火災につきましては基本的にケーブルは、利便性変換を主体として、現場設けていて、その電線管の間にですね、こういったケーブル接続盤、
0:41:22	当破綻でまた電線管が伸びていくと、そういったものになっていて、このケーブル接続はそのものが金属筐体で覆われて電線管と同等というふうになさる。
0:41:38	と考えてまして、ケーブルと同じ扱いで火災防護説明書には記載しているということでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:54	原子力規制庁の竹山です。今最後に記載しているっておっしゃっていたのは、具体的にどのように記載しているということをおっしゃってますでしょうか。
0:42:08	ケーブルに含めて記載しているわけではないと認識してるんですけどちょっとどのように、今おっしゃってたと、もう一度お願いします。
0:42:28	具体的にその申請書のほうでの何ページに、どのように記載しているのか、どこに含むのかという観点でお願いします。
0:42:37	はい、関西電力社でございます。今ちょっと資料確認しておりますので、少々時間ください。
0:46:19	はい、関西電力ヨシザワでございます。美浜3号機の火災防護説明書
0:46:26	のページM3.46。
0:46:30	2.3. 1 火災防護を行う機器等の選定というのがありますけども、そちらを見直します。
0:46:40	はい。
0:46:41	見せる規制庁ハタケヤマですねと、今おっしゃっていただいた等で4-6なんですけども、ここというのは、まず経営ブルーはケーブルとして切り分けられていて電線管、
0:46:53	については、所内直流へと常設直流電源設備に含んであるものと認識していますのでちょっと経営レベルのほうに含めておっしゃってたのは、まず等、よくわからなかったという趣旨です。
0:47:08	その運営で
0:47:11	火災による影響を受けないことから対象外としているもので電線管等というのは電線管に関しては金属機器で不燃材料しか使ってないっていうのは何となく理解できるんですけども、じゃあそれが切替盤とかケーブル接続盤とかそこは該当するとどう
0:47:31	説明できるのかちょっとよく理解できないのでちょっとご説明いただけますか。
0:48:00	はい、関西電力吉田でございます。電線管等の待とうというところで、先ほど説明させていただいたようにですね、切替盤、ケーブル接続盤、これも不燃性の金属筐体に入ってます。
0:48:17	大きさは、電線管とは全然違いますけども、電線管等というところに含めてですね、考えているという。
0:48:30	ただですね、換気消火であるとか、そういったところの設計については、このケーブルルートを網羅する含めてですね、対象の火災区域区画。
0:48:46	これの中の過急防護設計、これを設計内容の中に記載しておりますので、そういった電線管、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:01	そういったバーン構成する番ですね、それに対しての感知消火、これも設計の中で網羅されているというのはどういう整理になってます。
0:49:21	うちの規制庁の畠山です。すいません今網羅できているとおっしゃっていたのは、この、4-6のところを対象外としてその以降の説明でてこないという意味ではなくてこの以降の幹事長A棟へと火災の発生防止の観点で、
0:49:39	切換盤も含めて説明していると認識している。
0:49:44	いう御説明でしょうか。
0:50:52	はい。
0:50:59	そう。
0:51:05	すいません関西電力原子力事業本部の熊倉です。すみませんもう一度質問されていることをお伺いしてもよろしいでしょうか。
0:51:14	原子力規制庁の畠山です。と申請書のですね、4-17ところで、不燃性材料の難燃性材料の使用っていうのがあるかと思っていて、別にかも含めて、洞道といったものは不燃材であるということが説明されていると思うんですけども。
0:51:31	今回の切換盤であったり、接続盤というものはすべてこれに含むので、対象外としているということでしょうか。
0:51:41	という確認です。
0:52:08	もう少し申し上げますと充電器盤とですね切替盤へと接続盤と、ここの火災防護に挙げられるかどうかの違いが、
0:52:17	いまいわからなくてですね、そこのご説明をお願いしたいと思っております。第3系統充電器はどういったことができリストに上げているかという切換盤についてはどういった理由で挙げてないので、ちょっとそこを明確に教えていただけますでしょうか。
0:52:58	関西電力原子力事業本部側からですね当初そう理解いただけますでしょうか。
0:53:59	関西電力原子力事業本部の白井でございます。殿町と整理につきましてですけど、もう
0:54:08	実用発電用原子炉の附属施設の火災防護に係る審査基準の人のですね、
0:54:16	意見2の用語の定義の中でですね、
0:54:21	(13)番の火災防護対象機器、これをフィードの記載になっておりますので減少高温でしまうと低温停止もしくは社内共有という定義になっておましてね。
0:54:35	14号についての火災防護対象ケーブルと定年後はもうたちを聞いてどうするんすもしくは制御するケーブル電気ば制御棒を含む、ということ記載しておまして、今回ですね、
0:54:51	この切り換え本

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:55	につきましては時防雪をしているだけの規模ではないです友達底版につきましては、ケーブルを接続しているだけのものであってもここで言う細胞対処系部と同等レベルかというふうに考えています。
0:55:11	時下部についても同様の考えでございまして、そこですとこの火災防護対象機器の13番について、このAと防護対象機器としてですね記載してきたというのがですね、これまでの
0:55:28	第3バッテリーに関するですね記載になるかというふうに理解しております。
0:55:37	はい。
0:55:39	。
0:55:42	にする規制庁の畠山です。今の御説明ですとその防護対象ケーブルとして、これまでも電気盤とか制御盤も含めてねとケーブルと扱って説明をしていて、そういった観点でいうとその新規制、やっぱりそのこれまでの
0:55:59	工認においてはその電気盤、制御盤というのは機器リストに登録していないと。
0:56:03	いう御説明でよろしいでしょうか。
0:56:17	はい。
0:56:19	思ってます。
0:56:32	少々お待ちください。
0:57:21	とかそ電力の資料でございます。制御盤すべてがそうかというとはですね、整理として例えば制限、今回ですね接続盤であり切換盤であるというような通電のみの機能ですね有するものに関してはですねこういった整理をしていると。
0:57:40	いうことでございます。
0:58:12	むしろ規制庁になったわけです。今お話のあった通電のみのものを対象にしていますというお話があったと思い、対象というのは
0:58:21	火災防護対象ケーブルに含むということでお話がありましたけども、これは
0:58:27	さっき、基本設計方針でお話があったような現場操作が用いるもの、或いはその中央制御室
0:58:36	Aからの遠隔操作、そういったもので、何ら変わるものはありますでしょうか。
0:58:42	要は、先ほど基本設計方針と考えが同じで、中央制御室で操作するようなものは、
0:58:52	対象外となるものの、現場操作が必要な場合は、記載するということになるのか、ちょっとその考えの調整を聞かせください。
0:59:38	すみません少々お待ちください。
1:02:46	原子力規制庁の畠山です。
1:02:52	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:55	原子力規制庁の竹村ちょっと個別のところ入り込んでしまったのでちょっと改めて聞いて直させていただきますがちょっと確認したいのが溢水防護においてはその機器リストとして、個別の盤が記載されているけども、火災については、示されていないよう
1:03:14	ケーブルに含むとセキとして
1:03:19	含みますと、農機等火災防護の責務としてケーブル側に含めますとで整理がちょっとええと異なっていますということも御説明いただいたものかと思えます。ちょっとそこへ溢水と火災での津波防護すべき考え方がちょっと異なっているというところで、
1:03:38	そのそれぞれの防護しなければいけない設計方針というのがちょっとどのようになっているのか、どういった意味で差異が出ているのかということ。
1:03:46	御説明いただきたいと思ってます。
1:03:52	本舗趣旨理解いたしました。少々時間をください。
1:05:03	以上
1:05:06	はい、関西電力ヨシザワでございます。いずれ評価書でこの盤を上げたのは、溢水評価の中ではTableアイス影響受けないということで評価対象外にしていると。ただ版については充電部があるので、
1:05:25	没水であるとか被水の影響を受けるということで、継続とは切り離して、評価対象機器が挙げて評価しているということでございますので火災防護については、ケーブルも、もう接続盤とか、そういったものも、
1:05:42	どちらも火災影響受けますんで、そういった意味でケーブルに含めて見ているとそういう違いがあります。
1:06:40	水垣先生。
1:06:44	。
1:06:45	原子力規制庁の畠山です。今の溢水と火災についての違いについては、
1:06:52	御説明いただきたいのは承知しました。今の説明の詳細については、て一補足説明資料等では明記いただけますようお願いいたします。
1:07:04	今度出る弁職業申し上げてございますので了解いたしました。
1:07:37	原子力規制庁の畠山です。続いて耐震について確認をしたいと思っております。今回いただいていた
1:07:47	大飯の補足説明資料その1の
1:07:50	25ページ開いていただければと思います。
1:08:00	ところがメディア開きました。ありがとうございます。続けます。ここで耐震設計のところ、理由が書かれているかと思いますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:10	ここでの電路を構成する場の中で最も荷重が大きく厳しい、応力評価になるということがまず明記されておりますが、これはちょっと定性的なちょっと具体的にどういう評価をしたのかというところがちょっとわからないところなのでちょっと具体的に
1:08:29	御説明いただきたいと思っております。
1:08:33	まずちょっと御説明をお願いします。
1:08:38	はい。
1:08:43	関西電力ヨシザワでございます。盤の耐震評価につきましては版をませつけるボルトの能力評価というところが共通になっておりまして、その場合盤自体の需要が大きい場合は、
1:09:01	同じ加速度でも大きな応力がかかるというところで最も杭厳しい評価になるというところで、充電器、これが最も重いというところで記載してもらっている内容です。
1:09:24	はい。
1:09:25	原子力規制庁ハタケヤマです。今の盤が
1:09:31	共通のものであれば、今の御説明は理解できるんですけども例えば
1:09:36	設置されている。
1:09:38	建家がですね、
1:09:42	具体的には申し上げませんが異なっている建屋に
1:09:46	建てているわけかと思っております。
1:09:50	であれば受ける地震力も異なっていて、
1:09:57	その観点でいうと、必ずしも版ということだけでは説明がつかないと思っていて、その観点で説明はちょっと今、
1:10:07	書かれている理由の欄で分かれていないものと認識しております。
1:10:12	その観点で
1:10:15	最も厳しい応力になるということを詳細に御説明をお願いします。
1:10:28	関西電力ヨシザワでございます。
1:10:34	この記載につきましては高浜 34 号の耐震の記載をどうするかという共生のときに、代表で給電人っていうところで最も重量が大きくて、行動も、
1:10:51	副タケダなもので、応力評価が厳しいというところでピックアップしてるんですけども、おっしゃるようになりますね、異なる建屋にあるとかあるものをどうしよう。
1:11:07	比較しているというところではおっしゃる通りかと思えますけども、実際建家は異なりますけども、発電所の敷地の
1:11:23	地盤であるとか、こういったものが大きく異なるものではないというところで、こういった整理をしているところでございます。ただ実際にこういった整理を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:39	整理して充電器盤、これを耐震評価書につけていくんですけども、それ以外の版は、実際はどう、どうかというところは、
1:11:52	確認をして、耐震裕度、これが硫電気が最も厳しいと小さくなるというところは確認してございます。
1:12:08	はい。
1:12:10	原子力規制庁の畠山です。まず建家が異なっていルートというところについて、それらも勘案しても、今回の充電器というものが最も厳しい、応力評価になるということが少なくとも今の
1:12:30	説明資料の中で書ききれていないとっていて、
1:12:33	そこはまずご説明をいただく必要性が資料上あるとっております。今の資料9だ途端に、
1:12:41	荷重が大きくなるっていう、そこしかないと思ってますので、それだけではないはずなので、その説明が必要だと思ってます。今の説明自体は理解いたしました。
1:12:56	はい、関西電力吉田でございます。資料の記載充実いたします。
1:13:44	原子力規制庁のセッションお待ちください。
1:13:49	規制庁西内です。
1:13:52	ちょっと今の話と若干異なる観点で代表性があるかってとこ聞きたいんですけど、
1:14:00	理由のところケーブル接続盤と切換盤と異なり、充電器は電氣的機能維持評価も必要な機器って書いてあるんですけど、こういう話で言うんですけど、先ほど説明の中で切り換え盤で中操からの遠隔操作で遮断器を入れるっていう
1:14:17	話があったと思うんですけど、そういう意味で言うと、基準地震動Ssが来た後にしゃ断器を占める投入するっていう動的機能維持しなきゃいけない機器だと思うんですけど、そういう観点でも代表性があるという理解でいいですか。
1:14:36	私が聞きたいのは充電器で求めている電氣的機能維持等、切換盤で求めている動的機能って同じものを求めている高さに個別に來說明が確認が必要な機器じゃないかという観点での質問なんですけど。
1:14:53	関西電力ヨシザワでございます。ここにケーブル接続盤及び切換盤と異なり電氣的機能維持評価も必要という記載してございますけども、実際にケーブル接続盤切り替えれば、
1:15:09	これにつきましても電氣的機能維持評価、来が必要なものと認識しておりますんで、ちょっと記載誤りですんで適正化いたします。
1:15:21	規制庁西内です。今私が言ってるのは、この代表性の説明のところでの記載の誤りというか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:30	代表性があるって説明できればいいと思うんですよ。充電器がこのケーブル切りケーブル接続盤と切換盤と同じ機能を求め期待している機能を期待している設備であって、その評価っていう観点で代表性があるので申請書上はその一つを説明しますっていうのがやっぱりすごい
1:15:50	わかるんですけど、私が聞きたかったのは、充電器は、いわゆる遮断器とは違いますよね、別の電氣的機能ですよ。
1:15:58	一方で切り換え盤のほうはしゃ断器の投入というまさに基準地震動が起きた後の動的機能っていう充電器と違う機能を期待しているのかなと思うんですけど、そういう観点でも代表性があるっていえるんですかっていう質問なんですけど。
1:16:18	はい、関西電力ヨシザワでございます。そういった意味でいきますと、切替盤の中にNBまありますけども充電器の中にもですね、エネルギーでございますんで、そのあの評価も充電器の耐震評価の中で、
1:16:37	しますんで、代表性はあるものと考えております。
1:16:42	規制庁に周知です充電器の評価のときに、地震後に動的機能を期待する設備として評価をしているという理解でいいですか。
1:16:56	関西電力ヨシザワでございます。NFBがいい機でその他機能に異常がないという。そういった確認を要しております。
1:17:10	多分私の質問に対してイエスカノーで答えられるかなと思ったんですけど、この充電器盤についても、地震後に動的機能を期待しているものとして地震後の動的機能維持評価をしているという理解でいいですか申請書上で、
1:17:30	関西電力吉原でございます。依頼Bでいきますと大まか電流流れたときにトリップするということで動的というふうに何なりまして、今回美浜の切り換えは、これは、
1:17:48	逆に投入ということになりますけども、仕組み的にはそのトリップか投入かというところで、
1:17:56	同じAになりますんで、そういった意味では同じ
1:18:03	NPDの評価で代表できるというふうに考えております。
1:18:12	規制庁に周知ですけど、すいません改めてですけれども、ちょっと何か食い違っているのかよくわからなかったので、イエスカノーかで答えていただきたいんですけど、
1:18:25	今、まず受電機盤について、地震後に動的機能地震後の動的機能維持評価っていうものを今回しているという理解でいいですか。
1:18:41	関西電力ヨシザワでございます。電気盤、答えは、の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	ノーですね、あれで通せませんもう一つ質問しますけど、切り換え盤については地震後に動的機能が期待している設備ではないということですか。
1:19:06	これがNoだったら理解できます代表性があること。
1:19:09	これがYesだったら、そもそも評価項目が違うんだから代表性なんかないでしょっていう僕なのかちょっと仕掛け近畿の質問に続くんですけど。
1:19:21	関西電力ヨシザワでございます。電気につきましては動的機能維持という観点での評価はこれまでしておりませんで電氣的機能維持評価というところで、
1:19:36	投入であるとか、マトリクスであるとか、そういった状態が変わる機能についても電氣的機能維持評価という中で評価してございます。
1:19:47	規制庁に周知ですでさえ、最後の私の質問は、のっていうことですね、地震後に動的機能が必要な機器として、切替盤の切り換えもそういった設備ではないという理解でいいですね。
1:20:02	はい、関西電力社でございます。
1:20:05	その通りだと規制庁に集中ですよくわかりました後ちょっと申請書を確認させていただいて何かあればまた質問させていただきます。
1:20:51	それを規制庁ハタケヤマですと付けて健全性について確認をさせていただきたいと思います。
1:20:58	ちょっと健全性で確認したいところですけども、美浜も大飯もそうであります
1:21:08	ケーブルの一部やっぱり多いの新設される切替盤とか6番というのは、
1:21:16	施設側のほうですね、未A棟設置されるものと認識しておりますので、これらも含めて健全性の説明書というのは、本来であれば知性設備として
1:21:31	言及されているものと認識しておりますが、実際その申請書の中でですね。
1:21:37	施設じゃない側の建屋、
1:21:40	については、
1:21:42	説明はされておりますが、その結果、建屋の設備の健全性としてちょっと説明ができていない部分が、
1:21:49	あると思っております。
1:21:52	要はその手伝わのものではない方、
1:21:56	具体名は言いませんが、そちらの建屋のほう、
1:22:00	の健全性について説明しているもの振動が説明抜けていると、そういったところについて、どこかでと。
1:22:09	既設側のほうが説明されている、そういったところをちょっと具体的に確認したいと思ってます。例えばその地盤について、
1:22:16	ここについては、既設側は何か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:20	説明されておりますでしょうか。
1:22:28	はい。／関西電力ヨシザワでございますと、今ご指摘ありました地盤の評価の記載構造間を大飯で言いますと3の県産のシャントという提示になりますけども、地盤の評価についてはというところで、
1:22:46	記載がありますけれども、それに続く文章に所内常設直流電源設備3系統目の耐震設計地域では、資料6のうち資料6-1基PC進めたという記載になっておまして、資料6-1の中です。
1:23:12	3の添付6-1-2というところに、今の耐震設計の基本方針というのがあるんですけども、ここです、蓄電池3系統目及びその限度となる充電器、
1:23:28	の耐震設計基本方針はというところで一括購入の耐震設計のほうへ4名おりました、この中で硫安像についても含まれてるものっていうのはそういう理解でございます。
1:23:48	定着していただきます。ちょっとすみません、ちょっと一旦ここで
1:23:53	中断させていただきます。ちょっとお待ちいただいたら申し訳ございません。ちょっとお待ちください。
1:24:02	はい。
1:24:04	原子力規制庁ハタケヤマ大変失礼しました。申し訳ございません。ちょっと先ほどのページ数を務めて最初のほうからまず御説明いただけますでしょうか。申し訳ございませんが、お願いします。
1:24:15	関西電力ヨシザワでございます。大井さんのキーの検討した健全性の資料になりますけども、3の添3-3というページの今二つ目のパラグラフになります。
1:24:35	これらの設計のうち、というところで、先ほどご指摘があった地盤の評価であるとか、そういったものを
1:24:45	の記載がありまして、それに続く文章として所内常設直流電源設備3系統目の耐震設計については資料6の資料6-1に基づき実施すると。
1:25:01	いうふうになってございまして、資料6-1のほうの基本設計の記載をご覧くださいと、そういう定義で人耐震
1:25:14	の説明書の中の上、
1:25:19	3の添6-1-2というところになります、その2.1、基本方針の二つ目の段落は蓄電池3系統目及びその電動となる充電器の耐震設計の基本方針はと。
1:25:37	いうことで、ここでは、一括公認の双方を呼び込んでおまして、定値側の耐震地盤等も含む方針、これ、
1:25:51	それでは変更ないというところで呼び込む形になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:17	原子力規制庁の畠山です。
1:26:21	今お話しされているところ、まず、
1:26:24	MA棟、3-3のところから確認ですけども、
1:26:30	ここの記載のところで、
1:26:33	まず、
1:26:35	所内常設直流電源設備が設置される。
1:26:40	そこにALARAにALARAの地盤の評価。
1:26:45	及び耐震設計についてはという主語になっているかと思っておりますが、
1:26:51	設置される建屋という面で言うと、
1:26:55	今ここに係りいる建屋以外のものというのは、
1:27:01	少なくともこの新生児読めないんですね。
1:27:05	そこについて、
1:27:07	ここに書かれていた議題側の建屋、
1:27:12	この申請書で同様に読みとくのか、そこを御説明ください。
1:27:33	はい。関西全力ヨシザワでございます。ここの
1:27:42	地盤の評価耐震設計と書いているのは、その当該の●●(非開示情報)、これ に対しての評価設計についてはということでありましてで所内常設直流電源設 備の設備自体の
1:28:00	耐震設計についてはすべて資料6に基づき、レシートところで、資料6の中で 一括購入を呼び出す形にしているということでございます。ですんでこの地盤
1:28:15	建家とチェックとは違う部分の評価じゃ今日は別の公認を呼び込んでいるとそ ういう整理になります。ただ
1:28:31	その別の工認の中でも地盤の評価対象評価以外の耐震設計については一括 購入を呼び込んでいる形になりますんで、時がん以外は今、
1:28:46	どちらを読み込んでも一括購入できるような、そういったしになってます。
1:29:00	原子力規制庁の畠山です。最終的に
1:29:05	何々によると書かれている先のほうで新規の一括工認の記載が出ているとい うことを多分御説明いただいているものかと思うんですけども、今回の申請とし て、
1:29:17	それがよ見込めるのかって言うと、今私が見てる限り読み込めないと思ってる んですね、要は所内常設直流電源設備が
1:29:27	されている先がですね、限定されているみたいになってると思っていて、そこ に対して、
1:29:35	限定されていないということがどのように説明されているのかをもう一度御説 明ください、今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:43	この申請書上、
1:29:45	限定されてるかされていないかという、限定されているんだと認識していますがそこに疑義があれば、まず御説明ください。
1:30:00	はい。はい電力ヨシザワでございます。今の御指摘のあるようにですね。所内常設直流電源設備 3 系統目、これの設置される場所を限定されるような記載になっているのは、その通り。
1:30:17	だと考えております。こういう記載になっているのはですね、先ほど充電器盤の代表性とか、そういった議論もありましたけども、代表設備を意識してこのような記載にしていると。
1:30:34	いうそういう
1:30:37	考えで書いております。
1:30:45	原子力規制庁の畠山です。
1:30:48	となりますとその健全性として、
1:30:53	今回、あるべき姿としては、
1:30:56	どのように考えられているのか御説明いただけますか。
1:31:08	はい。関西全カヨシザワでございます。本来あるべきは所内常設直流電源設備が設置される場所、特定するのではなくて網羅するような記載にすべきというふうに考えます。
1:31:27	原子力規制庁の畠山です。今のお話されたような網羅して、政府べきということについて、それはアグリーです。ただ今回の申請書上ですね、今は限定された記載になっていて、当設備が
1:31:44	健全性の説明というのが一部しかできていないものと認識しております。
1:31:49	それらに対するの対処方針をちょっと御説明いただけますか。
1:31:54	どのように対応されるのか。
1:31:58	はい、関西電力ヨシザワでございます。そこにつきましては健全性説明書を修正して補正をさせていただきたいと考えます。
1:32:12	いろいろ規制庁ハタケヤマです補正の旨で承知いたしました。
1:32:33	26 規制庁ハタケヤマです。その上でちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、健全性で今回述べているところで、
1:32:43	今主語がええと所内常設直流電源設備過去 3 系統目と。
1:32:49	と記載されておりますが、ここの範囲をちょっと明確に教えていただきたいなと思っており、おまして、これの美浜と大飯でそれぞれ町内常設直流電源設備というのは、
1:33:05	どこまでの機器を指しているのか御説明いただけますか。
1:33:13	給電先までを説明しているのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:17	今回工事する場所だけを指しているのか。
1:33:23	まずどういったことで書いてあるのかということで1点と。
1:33:28	その上で所内常設直流電源設備というものはどこまでを
1:33:34	さして徒歩本来考えているのか、要は所内常設直流電源設備ということについては、当美浜持っていも
1:33:44	共通だと思うんですけれども、まずちょっと、
1:33:47	この言葉がどこまでの範囲のことを指しているのかということ
1:33:51	御説明願います。
1:33:56	はい、関西電力ヨシザワでございます。この範囲につきましては、季節と状態新設の違いにありますけれども、こちらで考えている整理としては蓄電池3系統目から既設の直流き電盤まで
1:34:14	の電路をこの3系統目というふうに考えております。
1:34:42	原子力規制庁の畠山です。／直流き電盤までを指すということで申し上げますと、
1:34:50	美浜においては、その系統の途中で中央制御室の操作がある部分、
1:34:57	これが含まれると理解しておりますので、その中央制御室で操作できる設計というのが今回の健全性のところで、
1:35:10	切替性の観点ですね
1:35:13	記載ができていますのかどうかちょっと御説明いただけますか。
1:35:18	被災という二つの設置場所における掘進影響として、
1:35:22	中央制御室で操作するという観点というのは、ここで書かれているかどうか、そこをまず御説明いただけますか。
1:35:31	はい、関西電力ヨシザワでございます。この3系統目の設置場所を、の中には中央制御室に含まれてございませんので、記載していないということになります。
1:35:49	規制庁ハタケヤマです。ということだと、ここはまず記載が足りていないということですね、大飯においては、中央制御室からの操作というのはない。
1:35:59	と理解すればよろしいですか。
1:36:03	はい、関西電力ヨシザワでございますと2階で問題ありません。
1:36:10	はい、招致いたしました。
1:37:59	思い出しました原子力規制庁の畠山です。
1:38:03	今回ちょっと健全性については2点ちょっと申し上げさせていただいておりますが、少なくとも現在のところでは健全性というのはすべては説明し切れていないと認識しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:17	浜堤とかの一括公認とかですと、基本方針のところdBだったりSAの説明がしてやって系統ごとで具体的な非常用電源とかそういったことの確認について説明すると、そういうふうな記載はされていてそちらがベターとは、
1:38:33	と思いつつも、少なくともですね、今回、
1:38:37	第3電源として、申請されるべきもの。
1:38:44	について網羅的にまず説明をされなければならないと思っておりますので、
1:38:50	それらが
1:38:52	新規規程であって、
1:38:54	新規制だったり、
1:38:57	新規ですね申請一括工認の考え方と、もっと少なくとも
1:39:02	変わってはいけない。
1:39:05	要は
1:39:06	そこを
1:39:08	その観点で要は新規制一括工認から何かしらこの規制に落とし込むときに、
1:39:15	考え方が変わっている部分、そういったものはないと理解してよろしいでしょうか。
1:39:22	はい、関西電力ヨシザワと志賀でございます。一括工認から考え方の変更はありません。
1:39:33	はい。原子力規制庁の畠山です。今御説明いただいた内容というのを少なくとも分かれていない部分とか説明いただいていない部分というのは、改めて提出をいただく必要性はあると思いますが、ご提出いただいた。
1:39:50	さらには今のよう打診規制から書かれている基本方針から逸脱するような記載がないのか、そういった観点で改めて確認をさせていただくと思っております。私からは以上です。
1:40:10	関西電力ヨシザワでございます。こちらも補正する段階ではないかと工認との設計方針の整合性というのを十分にチェックしていただきたいと思っております。
1:40:26	はい。その観点で引き続き確認してもし考えが変わる部分があれば改めてヒアリング等で確認をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1:40:44	関西電力ヨシザワです。拝承しました。
1:40:49	すいません規制庁の西内ですけど、ちょっとお願いがあつてですね、補足説明資料の
1:40:59	今多い見られてますかね、25ページのところで、防護設計については火災と溢水度耐震設計についてはそれぞれこういう考え方で説明をしていますというのをまとめていただいていると思うんですけど、先ほどのハタケヤマとのやりとりの中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:15	健全性については、健全性についてはどうか、結局、すべての説明書で
1:41:23	蓄電池から直流電盤に給電するまでの電路すべてについてまず説明をされていないといけないうって理解でまずいんですよね。それは共通認識でいいですか。
1:41:37	はい、関西電力ヨシザワでございます。その認識でこちらも考えてますが、規制庁西内です了解しましたので、その上で、この説明者についてはすべての機器を一行一行、すべての機器に対して説明をするのではなくて、代表する。
1:41:56	性をもって説明をしているこの説明書についてはすべての機器を網羅的に説明しているっていう多分説明書ごとに考え方が結構異なっているのかなと気をヒアリングをして思ったんですけど、それをちょっとまとめていただくことってお願いしてもいいですか。
1:42:16	はい、関西電力ヨシザワでございます。健全性説明書での記載も含めてですね、どこまでの版を記載するかというところこちらの表拡充して整理させていただきます。
1:42:34	はい。規制庁に周期です。健全性というかすべてのものを添付説明書に関してっていう理解かなと思ってますけど。
1:42:42	はい、すべての天端説明書ごとにここは代表性をもってこのセーフティー上、説明について説明をしている、ここについてはすべての機器を網羅的に説明をしているとかですね、そのために、基本的には網羅的に説明するのが基本スタンスだと思うんです。
1:42:58	その上で、これは代表性があるからここで説明をするのであればその理由っていうところをしっかりと御説明をいただきたい。その中で先ほど対象の中でちょっといろいろ確認をさせていただきましたけど、もう少し各条いただいて丁寧に御説明をいただければ、補正までもスムーズなのかなというふうに考えてます。
1:43:16	結局補正が出てきてもあれ結局ここ違うんじゃないのっていう後戻りがあるとお互い負傷者と思いますので、補正される前に一度賛同添付書類ごとに考え方を明記いただいて、お互い共通認識を持った上で進めるっていうのが効率的なのかなと考えますので、そういう意味でこういう審査資料をちょっと出してくださいと。
1:43:34	ちょっとお願いをしたいんですけどよろしいですか。
1:43:39	はい、関西電力吉原でございます。速やかに経営資料充実して提出させていただきます。
1:43:47	はい。規制庁に周知ですよろしくお願ひしますで、その上で先ほどの私がちょっと質問した地震の動的機能の話と耐震の中でちょっとお話しさせていただきます

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ましたけど、ちょっとすみませんジャック読んでですね、ちょっと私の理解が間違っていたことがわかりましたので。Sierさつきおっしゃった通り、動的機能ではなくて、
1:44:07	電氣的機能として評価をしているという説明の理解をしましたので、そういったところもちょっとわかるように、すみません一応理解をしましたので、すみません先ほどの件はアグリーということで大丈夫ですありがとうございました。
1:44:20	江藤ほかにはあるんですけど、今日はこれくらいか。
1:44:24	うん。
1:44:48	原子力規制庁の畠山です。今共通の関係その添付の考え方についてはまた整理いただくということでお話いただいていたと思いますけども、考え方としておつなのは、第3電源として、
1:45:05	供給先までのことを網羅して説明されるとその中で代表性を持つかどうかという考え方の差異が出てくるもの、基本の考え方は変わらないということだと思いますので、そこについては、大飯だけではなくてちょっと美浜についても、
1:45:22	同様に、今回の大飯の表と同じような形ですね、どのような考えなのかということを持つ設備へと考え方をまず御説明いただきたいと思っております。既設と新設という考え方の違いはありますけども、
1:45:40	そもそもその防護設計の考え方という観点でいうと、説明性は必要だと思いますので、そこについてはまず補足で説明いただければと思います。以上です。
1:45:54	はい、関西電力ヨシザワでございます。補足説明資料の充実につきましては、美浜も大飯もどちらも同じように記載を充実、充実して速やかに提出いたします。
1:46:30	原子力規制庁の畠山です。原子力規制庁側からからは特にこれ以上確認事項はございませんが、関西電力から何かございますでしょうか。
1:46:43	今回の申請とかヒアリングの内容として何かあればお話しいただければと思います。
1:46:53	関西電力ヨシザワでございます。こちらからも特にございません。資料につきまして、早々に提出いたしますので、また確認の速やかに補正手続きに入りたいと思いますので、よろしく願います。
1:47:12	ニセコ規制庁ハタケヤマです。承知いたしました。ええとでは、
1:47:16	東急社も特になければ、本日のヒアリング資料させていただきたいと思いますが、東京支社は何かございますか。
1:47:24	本当傾斜で特にございません。ありがとうございました。
1:47:29	原子力規制庁の畠山です。特にないということでございますので、本日のヒアリングについては終了させていただきます。本日はありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。